

# 第10回要望と回答 ①立地制約※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

# 参考資料1

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	①	農業者年金における営農型発電設備の支柱部分の特定処分対象農地の返還対象から除外	農業者年金における、地権者（親）が後継者（息子）に早く譲るという条件で年金が加算される制度に関連して、営農型発電を実施するために「支柱の部分だけ」地権者（親）が第三者に貸すために息子からその部分だけの土地の所有権を取り返すことは、再度経営を始めるという理解になるらしく、現場では年金加算を取りやめるとの説明を受けた。また、中山間地域等直接支払制度においても支柱の部分の面積を除いて計算するため、返還または支払い取りまとめ面積から当該農地を除外するという例があった。上記のように、制度の整合性を取るがゆえの非合理的な扱いは改善し、営農型発電の「支柱の部分だけ」の返還については、特定処分対象農地の返還対象から除外して欲しい。中山間をとりまとめめる農家の事務の労力も相当であると聞く。	営農ソーラーの普及努力を無に帰してしまうため。 <a href="https://www.nounen.go.jp/qa/tebiki/a/186.html">https://www.nounen.go.jp/qa/tebiki/a/186.html</a>	農林水産省	受給者（地権者（親））が営農型発電設備の支柱にするため、その部分だけの土地の所有権を後継者から買戻したとしても、経営再開にはならないため、経営移譲年金・特例付加年金の支給停止にはなりません。 また、農業者年金の経営移譲年金・特例付加年金を受給するために、所有権移転を行った農地は特定処分対象農地として取り扱いません。 なお、中山間地域等直接支払制度においては、交付金の交付対象となる農用地は農地法第2条第1項で規定する農地もしくは採草放牧地であり、現況が農地に該当しない支柱部分は本交付金の対象外となります。	-	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。
2	①	農地転用許可の審査期間の迅速化	<迅速化> ・標準審査期間の創設（通常転用が1ヶ月なので2ヶ月以内） ・農政課（首長）の意見書はいらないこと（鶏・卵） ・フェンスは原則不要→フェンスは不要 （原則の言葉があることを盾に、不要である証明をしなさいとのあまりにしつこい指導を何度も受けた。） ・土地選定理由書を書かせられる。 （優良農地でこそやるべきなのに、生産性の低い農地をつぶせと指導をうけた。） ・撤去費用が、事業開始前に現金としてあることの証明が必要（万が一の撤去のためとのことだが、始める前に積んでおけばあまりに乱暴な言い方。新築の住宅を建てる住民に、万が一に備えて更地化費用を積みなさい、といっているようなもの。）		農林水産省	①標準処理期間は農地転用許可権者が設定するものであり、行政手続法第6条において、各行政機関は標準処理期間を定めるように努めることとされており。なお、農林水産省においては、技術的助言として、農地法に係る事務処理要領において、標準的な事務処理期間を設定しております。 【標準処理期間 農地法に係る事務処理要領第4の4（別表1）】 ○農業委員会による意見書の送付 ・（30a以下の農地を転用する場合）申請書の受理後3週間 ・（30aを超える農地を転用する場合）申請書の受理後4週間 ○都道府県知事等による許可等の処分又は協議書の送付 ・申請書及び意見書の受理後2週間 ②農地転用許可申請は農業委員会を経由して農地転用許可権者へ申請することとなり、当該申請書には農業委員会の意見書を付すこととされていますが、農政課（首長）の意見書を求めているものではありません。 ③農地転用許可制度においては、営農型発電設備の設置に当たり、フェンスの設置を求める法令上の規定はなく、またそのような技術的な助言も行っていません。 ④優良農地を一時転用許可する場合においては、営農型太陽光発電設備のための一時転用許可であっても、当該農地でなければ事業が実施できないこと等を確認する必要があります。 ⑤営農型太陽光発電設備の支柱に係る一時転用許可を行う場合には、下部の農地における営農が行われない場合又は営農型太陽光発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること等の許可条件を付するものとされており、許可時の確認事項として、支柱を含め営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用がある認められていることとしております。	-	①～③ 事実誤認 ④対応不可 ⑤対応不可	①～③については、制度の現状欄に記載したとおり、事実誤認です。 ④については、営農型太陽光発電設備は優良農地でも設置が可能となっておりますが、農業上の利用により支障が少ない農地へ誘導するため、代替性の確認を必要としており、こうした許可の判断に必要な書類については円滑な事務を行う上で必要であることにつきご理解ください。 ⑤については、営農型太陽光発電設備は下部の農地において営農が行われない場合又は営農型太陽光発電設備による発電事業が廃止される場合に、農地に原状回復することを前提としていますので、一般住宅等のための恒久的な転用と同一に扱えるものではありません。 このため、設置者が営農を行わなくなった場合等の撤去費用のための資力及び信用の確認は、必要なものと考えております。
3	①	収量基準の撤廃（荒廃地ではなくとも、定量から定性への変更）	基盤整備をした水田に収量調査はしないはず。営農型発電の農業だけ地域並の収量を義務付けるのはおかしい。収量は薄くても（肥料など経費をかけることで収益を上げる方法はある）。面積をたくさんこなして農地を維持することも大事な側面である。		農林水産省	下部農地の収量の基準については、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成30年5月15日付け30農振第78号農林水産省農村振興局長通知）において、営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められることと条件として、下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少しないことを定めているところです。	-	対応不可	営農型太陽光発電設備は、農業が適切に継続されることをもって、通常太陽光発電設備の設置が認められない優良農地においても設備の設置が認められる、特例的な取組です。 また、営農型太陽光発電設備は、農業と再生可能エネルギーによる発電とが両立する取組であることから、農業が適切に行われない場合は、この両立が失われ、単なる発電事業となってしまいます。 したがって、この両立の目安として、農業においては、地域の平均的な単収の8割を確保することとしております。 なお、収量要件を緩和することについては、再生可能エネルギータスクフォースでの議論を踏まえ、荒廃農地以外の農地については、下部農地の適切な営農を担保する観点から単収8割の要件は維持することとする一方で、荒廃農地については、単収8割の要件確保が困難なため、単収8割要件は求めないこととし、下部農地が適正かつ効率的に利用されているかどうかで判断するよう、要件を見直したところです。
4	①	営農型の太陽光パネル設置にあたって周辺合意書が無用であることの再確認	某県では隣接するすべての地権者・営農者「全員」に合意書しかも押印付きの提出を求められている。全員ということとは事実上、一人の人間が「拒否権」をもつことになる。地元の場合は必要かつ重要だが、合意書までは不要で、役所が確認すべき事柄ではなく、努力を課するというレベルの話ではないのか。農水省の見解と、連隊の改善を求める。。		農林水産省	農地転用許可申請書に添付が必要な書類については、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第30条及び第57条の4第2項に定められておりますが、隣接する地権者等の合意書については、法令上、添付が必要な書類として明示されているものではありません。 御提案の事例においては、法定添付書類のうちの「その他参考となるべき書類」として、転用許可権者が事業に応じて求めているものと考えられます。	-	現行制度下で対応可能	制度の現状に記載したとおり、隣接する地権者等の合意書については、法令上、添付が必要な書類として明示されているものではありません。 なお、営農型太陽光発電に係る一時転用許可申請の際の添付書類の取扱いについては、再生可能エネルギータスクフォースでの議論を踏まえ、「再生可能エネルギー設備の設置に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正かつ円滑な運用について」（令和3年3月31日付け2農振第3854号農林水産省農村振興局長通知）において、「その他参考となるべき書類」として転用許可権者が求める書類については、許可申請の審査をするに当たって、特に必要がある場合に限ることとする旨通知しております。
5	①	農業経営改善計画の認定について	営農型太陽光を実施していくにあたって、10年の一時転用期間を取得するための1つの選択肢として認定営農者に認定されるということがある。しかし、認定農業者については、制度の弾力的運用より認定される者が増やす企図が見えるが（ <a href="https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/attach/pdf/nintei_gaiyou_tx-9.pdf">https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/attach/pdf/nintei_gaiyou_tx-9.pdf</a> ）、現状では政策意図の実現にほど遠い実態がある。理由は、① unnecessaryな確認を行政側が根拠もなく行っている。申請者が作付けを希望する作物の「収益性」を行政が勝手に判断するため、認定審査の段階で行政側が要求する作物が結果的に認定されない実態がある。行政側が作付けを望む作物では、「収益性」が低過ぎて、仮に認定されても「持続可能な農業」という観点からは持続性に疑念が生じる。②審査期間が徒に長い。また申請に求められていない添付資料まで要求される。こちらに申請関連資料を保有しているので必要であれば開示するが半年以上審査を行っても結果が出ない案件も生じている。添付書類も個人情報に纏わるものもあるため、行政側が要求すること自体が個人情報保護の観点からも問題がある。③各自治体における認定基準がばらつきもあり、さらに農業所得においては水準が高過ぎるため農業開業者が認定されない。農業所得要件では「水準の8割」を求める自治体もあれば、水準通りの金額を求める自治体もあり、同一県内でもばらつきがあるので不公平感がある。これらの問題点により、認定営農者の認定が降らずに、営農型太陽光の拡大に支障を来しているため、①～③について改善いただきたい。		農林水産省	認定農業者制度は、申請者（農業者）が、市町村の策定する「基本構想」に示された効率的かつ安定的な農業経営の目標に向けて、自ら経営の改善を進めようとする計画（農業経営改善計画）を市町村等が認定し、これら認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。市町村等の認定に当たっては、法令の規定に基づき、申請計画が基本構想に照らし適切であること、当該計画の達成される見込みが確実であること等の要件に該当することによって判断しています。 認定事務については、自治事務であり、国では「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」といいます。）により、その事務に係る技術的助言を行っています。	-	現行制度下で対応可能	認定事務は、自治事務であり、提案に記載されている①～③の対応についても各行政の判断により行われものです。この自治事務という事務の性格を踏まえ、基本要綱に基づき、例えば、 ① 基本構想の経営の指標に定められていないような営農類型の経営であっても、目指している所得水準が基本構想における年間所得目標以上であれば、認定するものとします。（基本要綱別紙4第1の1の（3）） ② 認定申請者の円滑な農業経営の支障をきたさないよう、認定に要する標準的な処理期間の目安を定めて、公表するように努めてください。（基本要綱第5の4の（3）） ③ 小規模な経営など、基本構想で示す所得水準等に到達するためには大幅な経営発展が必要であり、申請された経営改善計画の計画期間内にはその到達が困難なものについても、1（4）の規定により、認定申請者が意欲を持って経営改善計画に記載された経営の改善・発展に向けた取組を継続し、将来的には基本構想で示す水準に到達することが見込まれる場合には、その計画を適切であると判断することができる。（基本要綱別紙4第1の2の（4）） などの技術的助言を地方公共団体に対し行っているところであり、引き続き必要な助言を行ってまいります。 なお、該当市町村等をご教示いただければ、当該市町村等から事情を確認したいと考えています。
6	①	農振除外における不要書類の提出要求について	土地の所有者の同意のもとで、農振除外手続きを経て、農振除外された土地を再生可能エネルギーに利用しようとする際に、下記のような不合理な書類要求が現場でなされており、見解をお伺いするとともに、是正を求めたい。 農振除外申請書を提出する際に、公用で取得できる「公園」・「土地謄本」・転用予定者の住民票・現地写真といったものを取り揃えて提出したが、それらだけではなく、「公園上の申請地までの道路が確認出来ないため主たる道路から申請地への進入路はどの道を利用するのか、個人の私有地を利用する場合は、所有者の同意書の提出が必要」として、隣地の所有者の「同意書」まで提出を要求されている。しかし、この要求は、①あくまで民間取引である以上、不必要と思われる確認・要求を行政側がどのような根拠に基づき行っているか不明。②結果として、審査期間が徒に長くなり、法令上では申請に求められていない添付資料まで要求されることで申請者側に過度な負担を与えることにつながっていると考えられる。また、このような同意書を行政側が要求すること自体が個人情報保護の観点からも問題がある。③さらには、各自治体における除外認定基準がばらつきもあり、公平性に乏しい。といった問題が生じている。これらの現場の実態を是正するために、実態把握と過度な同意書提出の要求を是正いただけないか。		農林水産省	農用地区域については、市町村が策定する農業振興地域整備計画においてその区域を定めるところです。 市町村の農業振興地域制度担当部局は、経済事情の変動等により農業振興地域整備計画の変更を行う場合、各市町村の独自の判断により、転用事業者等から農用地区域からの土地の除外の申出を受け付けている場合があります。 転用を目的として行う農用地区域からの土地の除外においては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件を満たす必要があり、市町村において当該要件を満たしているかどうかの確認のため、必要な書類の提出を求めている場合がありますが、御提案のあった隣地所有者の同意書の添付については、農業振興地域の整備に関する法律及びこれに基づく命令において求めているものではありません。また、農業振興地域制度に係る市町村の事務は自治事務とされており、国は、技術的助言として、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）において、農用地区域からの除外要件の確認についての具体的な考え方を示していますが、当該ガイドラインにおいても、隣地所有者の同意書の添付を求めておりません。	-	一部事実誤認 / 一部対応	制度の現状欄にも記載のとおり、農業振興地域の整備に関する法律及びこれに基づく命令並びに農業振興地域制度に関するガイドラインにおいては、農用地区域からの土地の除外の申出に当たり、当該土地の隣地所有者の同意書の添付を求めてはおりません。 また、「再生可能エネルギー設備の設置に係る農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正かつ円滑な運用について」（令和3年3月31日付け2農振第3854号農林水産省農村振興局長通知）を发出し、当該通知において農用地区域からの除外に係る手続きについて、市町村及び都道府県に対し、除外が可能か否かを速やかに判断すること等により迅速かつ効率的に処理を行うようお願いしているところです。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
7	①	農山漁村再生エネ法の更なる活用	規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）における農山漁村再生エネ法の活用に関する項目に関して、自治体が主体となって再生エネ開発を進捗させる仕組みとなっているため、再生エネポテンシャルが大きいエリアであっても、自治体が再生エネ導入に積極的でない限り案件開発を前に進めることが非常に難しくなっている。したがって、自治体が積極的に再生エネ導入を検討するようなインセンティブ設計が必要ではないか。なお、事業者から自治体へ支払われる地域貢献金については事業性との兼ね合いで限界もあるため、例えば自治体への交付金のような支援策が望ましい。 また、そもそも農山漁村再生エネ法の詳細を把握していない自治体も存在するため、特に再生エネポテンシャルが大きい自治体には政府として積極的な広報・周知活動をして頂きたい。	-	農林水産省	農山漁村再生可能エネルギー法では、第4条において国は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標、促進のための施策、農林漁業の健全な発展に資する取組等の「基本方針」を策定し、同法第5条第1項において、市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域を対象とした「基本計画」を作成することができるとしています。 一方で、同法第5条第6項において、「再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、当該整備を行おうとする地域をその区域に含む市町村に対し、基本計画の作成について提案をすることができる。」としており、設備整備者からの提案により、市町村に対して基本計画の作成を促す制度も設けているところです。設備整備者からの提案が契機となり、基本計画の作成につながった事例もございます。 加えて、農山漁村における地域資源の再生可能エネルギーとしての利用について、課題を抱え取組が進まない地方公共団体や農林漁業者等に対し、専門家による相談対応等による支援も行っているところです。 また、同法の積極的な広報・周知活動については、ホームページへの掲載や農政局への説明会等の開催を通じて周知しているところです。	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	現行制度下で対応可能	国の予算事業である地域資源活用展開支援事業を活用して、課題を抱え取組が進まない地方公共団体や農林漁業者等に対し、専門家による相談対応等により積極的に支援すると共に、農山漁村再生可能エネルギー法の活用については、今後も、様々な機会をとらえ、周知に努めてまいります。
8	①	日本版セントラル方式における漁業補償等の共通化等	①日本版セントラル方式に関連して、国主導での漁業権等の先行者利益の調整、ゾーニング、促進地域の指定をした上での入札として頂きたい。 ②また、漁業補償における基本的考え方やその計算式が候補地ごとにバラバラであり、事業者としては公平性の観点から課題感を感じているところ。ある程度、共通した漁業補償の基本的な考え方や計算式を作り、透明性、公平性ある制度設計として頂きたい。	-	経済産業省、国土交通省、農林水産省	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再生エネ海域利用法）に基づき、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、漁業者を含む先行利用者と調整を行うための協議会を設置し、関係者の調整が付いた海域のみを促進区域として指定します。その後、当該区域において発電事業を実施する者を公募により選定することとなっています。 また、促進区域の指定に当たっては「発電事業の実施により漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること」が前提となっております。	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（第8条、第9条） ・海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン	対応	（提案の具体的内容①について） 再生エネ海域利用法により、経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事が漁業者を含む先行利用者と調整を行うための協議会を設置し、関係者の調整が付いた海域を促進区域に指定し、その後、公募を行うこととしています。ご指摘の点については、再生エネ海域利用法による公募により対応しております。 （提案の具体的内容②について） 制度の現状欄に記載のとおり、「発電事業の実施により漁業に支障を及ぼさないことが見込まれる」エリアを促進区域に指定することから、促進区域の指定に係る漁業補償は想定されておりましたが、既存の協議会では、洋上風力発電事業と地域や漁業との共存共栄の観点から、洋上風力発電事業で得られた利益の一部を「地域や漁業との共生のための基金への出えん」という形で還元することを求める意見があります。その具体的な出えんの水準については、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議（第7回）」（令和3年2月17日）において、「基金への出えん」を求める場合の原則や考え方について議論を行い、単一的な基準によるのではなく、地域の実情を踏まえつつ、各地域における協議会において意見を取りまとめていく中で具体化していくことが有効としています。
9	①	建設用地賃借契約手続きの簡素化	再生エネ事業を行う目的での山林や入会地を管理する財産管理等「権利機能なき」社団との土地賃借契約手続きの簡素化の検討。または、再生エネ発電事業期間のみ土地の賃借や簡易になるような特別措置の検討。	・風力発電設備の建設用地賃借契約が、当該の土地所有団体の財産管理会が法人ではない為、理事長の捺印で契約することができます、土地の権利者全員の捺印が必要となっている。 ・そのため、訴訟手続きによって、土地を理事長名義に登記変更する作業を行っているが、2年弱の時間がかかる事や費用がかかる事などが、風力発電建設の大きな障害になっている。	法務省、経済産業省	権利能力なき社団は、判例上、その代表者がその社団の名において構成員全員のために権利を取得し、義務を負担することができるものとされています。	なし	事実誤認	左記のとおり、権利能力なき社団は、その代表者がその社団の名において構成員全員のために権利を取得し、義務を負担することができるものとされていますので、ご指摘の団体が権利能力なき社団に該当するのならば、その代表者が社団の名において賃貸借契約を結ぶことは可能であると考えられます。
11	①	同一地点に複数の変電所を設置する件	先行事業者が提供した複数の電源系統を承継する際に、「複数の系統を合併できるよう」、公募占用指針に明示して頂きたい。	【理由】 1. 変電所設備の配置最適化できない。 2. FIT申請の為、公募事業者選定から1年以内に土地の手続きを終わらせなければならない。1年間の間に地権者交渉、測量、契約、合筆、登記の上に、さらに分筆の手続きが必要、時間軸的に大変厳しい。 【具体例】 Y洋上風力案件において、同一地点に3変電所を建設する計画。 技術観点では同種類の機器装置（例 変圧器）を集約した方が良いですが、変電所の間に柵を設置する必要がある為、集約できない。 【問題の背景】 本件について、今年6月に東北経済産業局・資源エネルギー環境部・エネルギー対策課と相談したが、現状法律上認められないとの回答。 太陽光発電所が乱立し、柵を設置けない事業者が続出していた為の規制ではあるが、複数の発電所を一つの地点に設ける場合のルールもご計画頂きたい。	経済産業省	再生エネ特措法施行規則第5条第1項第2号に基づき、特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置することを禁止しています。 再生エネ特措法施行規則第5条第1項第3号に基づき、再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するため、柵又は柵の設置を求めています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	現行制度下で対応可/検討を予定	再生エネ特措法は、再生エネの導入を促すことを目的として、電気事業者が再生エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 なお、再生エネ特措法では、トラブルや土地の権原の明確化を図る等の観点から、一の場所において複数の認定はできないこととしています。また、発電設備を適切に保守点検及び維持管理するため、柵又は柵を認定設備ごとに設置することを求めています。 本件要望は再生エネ海域利用法に基づく事業に関するものと認識しており、その場合、通常の案件と異なり、選定事業者を選定された日の翌日の1年後の日までに事業計画の認定申請が必要であることから、分筆等の手続を行うことが時間的に困難であると理解しております。 上記のような点を踏まえ、今後、必要性及び妥当性が認められた場合には検討してまいります。

## 第10回要望と回答 ②系統制約※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	②	系統連系の柔軟化	同一地点に複数の変電所を建設する際に、「変電所間の柵掘の設置」及び「変電所の土地分筆」を免除して頂きたい	<p><b>【理由】</b> 変電所の個数を最適化できない、事業費が膨らみ、調達コストが上昇する。</p> <p><b>【具体例】</b> Y洋上風力案件において、6系統を承継することが公募参加の条件。一般送配電事業者からの指示として、6系統を承継する＝6変電所を建設すること。弊社が最適化した設計は2変電所だが、無理に6変電所に分割した。</p> <p><b>【問題の背景】</b> 公募条件の電源系統は系統ごとに契約されている（系統提供する事業者と一般送配電事業者との間）一般送配電事業者が主導して契約を合併したり、容量を調整したりする権限がない。</p>	経済産業省	接続契約は、安全な連系のための技術要件や、公平性を期して締結されたものであり、当該契約以降の連系希望者の接続はこれを前提に検討されます。したがって、承継後に契約内容を変更するときは、軽微な変更を除き、系統の混雑状況や他の連系希望者の存在によって、再契約の申込みが必要となる場合があります。	送配電等業務指針、託送供給等約款	現行制度下で対応可	<p>接続契約の1本化は安全性・公平性の理由により、託送供給等約款上認められませんが、例えば、各発電所～連系点までの設備構成については、経済性を考慮し、共同設備とすることは可能と思われるため、当該一般送配電事業者とご相談いただきたく存じます。</p> <p>なお、その際も1契約1計量の原則（各発電所に子メーターを設置し最大受電電力を計量・管理、共同設備（連系変電所）に親メーターを設置し各発電所分の電力量を計量）は遵守いただく必要があります。</p>

# 第10回要望と回答 ③市場制約※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	③	容量市場における発動指令電源の需給調整市場への参加について	第34回制度検討作業部会において、「一般送配電事業者による選択制は取らないこととし、容量市場において落札された発動指令電源は、容量確保契約に基づく発動指令に対応できることを前提にした上で、さらに、調整力としても活用が可能」と整理*されている。他方、OCCTO第19回需給調整市場検討小委員会での事務局資料（資料3）では、発動指令と三次調整力②のΔkW指令が同時に出た場合、i)発動指令への応動と三次②への応動をそれぞれ切り分けて実施する（発動指令への応動分を時間前市場に応札した場合）か、②ii)発動指令への応動分を三次②として約定するかの二つの選択肢が示されている。但し、i)の場合には発動指令と三次②に全く別個の容量を用意する必要があり、「発動指令電源を調整力として活用」という主旨とは矛盾する。また、ii)の場合には発動指令を優先させた場合、三次②のアセスメントIIに不適合となる可能性があり、1暦月内で3回以上不適合が発生した場合には新規取引停止となるリスクがある。同様に三次②への応動を優先させた場合、容量市場におけるリクワイアメントを達成できずペナルティが発生するリスクがある。（上記趣旨に類似した指摘が第19回需給調整市場検討小委員会でも委員から指摘されており、確認中であると理解。）例えば英国では蓄電池などのリソースがCapacity Marketに参加しつつ、Balancing MechanismやAncillary services、Local Flexibility Marketsに参加できるような制度設計になっているものと理解。特に現状発動指令電源に分類される蓄電池については、今後再エネの主力電源化に向けたキーフアクターとなる可能性が高いこと、容量市場と需給調整市場の併用可否が新規設置を検討する場合の事業者収支計画に極めて大きな影響を及ぼすことから、「発動指令電源が容量市場及び需給調整市場の双方へ参加しやすい制度設計」として頂きたい。	-	経済産業省	容量市場で約定した発動指令電源は一般送配電事業者の専用電源ではないことから、その容量は需給調整市場、卸電力市場のどちらにも応札することが可能です。需給調整市場、容量市場はそれぞれΔkW、kWを取引する市場であり、約定した場合にはそれぞれの市場のリクワイアメントを遵守する必要があります。		検討を予定	容量市場における発動指令電源は、従来型電源とは異なり、あらかじめ需給ひっ迫が予想される場合ではなく、当日の需給状況の急激な悪化等、3時間前までの発動指令により追加的に供給力を提供することに価値があり、安定供給の観点から需給ひっ迫にきちんと備えられていることが重要です。他方で、容量確保契約に基づく発動は最大年間12回であることも踏まえ、発動指令に対応できることを前提とした上で、さらに、調整力として活用することも可能であることが、第34回電力ガス基本政策小委員会制度検討作業部会にて整理されております。一方、調整力としての活用にあたっては、いずれかの公募等に入札いただくこととなりますが、その中でも、需給調整市場の三次調整力②は、特に、DR事業者等、幅広い事業者の参加がしやすくなるよう、技術的な要件などのリクワイアメントの整備を行ってきたところです。こうした対応を経て、2024年の制度開始にあたっては、容量市場で落札された発動指令電源が、需給調整市場の三次調整力②に応札することは可能ではありますが、安定供給の観点も踏まえ、容量確保契約に基づく発動指令が発出された場合には、その指令に対応していただくことをお願いしているものです。現在の各種卸電力市場、需給調整市場の取引スケジュールや業務システムを前提とすると、発動指令が出るタイミングでは、すでに三次調整力②の取引が終わっておりますので、ご要望に添うことは難しいと考えておりますが、今後、中期的な検討が行われる中で、ご要望の点についても検討し、適切に対応させていただきたいと考えております。
2	③	生協出資が中心の新電力の員外利用規制の撤廃	生協出資の割合が高い、新電力（別会社）の員外利用規制の撤廃をしてほしい。	生活クラブ生協グループ（全国21道府県にある33の生活クラブ生協）のうち、24の各生活クラブ生協と生活クラブ消費材を生産する生産者が出資して新電力・榎生活クラブエナジーを2014年に設立し、2015年から高圧接続事業所、2016年から低圧契約の組合員に再生可能エネルギー発電所から調達した「生活クラブでんき」を契約・供給してきました。榎生活クラブエナジーは各生活クラブの出資比率が高いため、生活クラブと実質同等と扱われ、「生協法」の適用を受け電気の小売供給（契約）は組合員に限定することを規制されています。生協は加入・脱退は自由であり、何らかの理由で脱退された組合員は他の電力会社に切り替えなければならないライフラインの基本であり公共的な角度もっている電気の確保について不都合が生じていると同時にその管理も煩雑となっています。また「生活クラブでんき」を契約したいと考えた生活クラブ生協関連生産者や関連団体などが契約できない状況になっている。一方で生協以外の新電力は生協組合員であるうとなかろうと営業を契約獲得をすることができる。公正な自由競争を行う上で員外利用規制の撤廃の検討してほしい。	厚生労働省、経済産業省	生協は「一定の地域又は職域による人と人との結合」であり、その実施する事業は一定の地域や職域で結びついた組合員を対象としている点がその他の小売業とは異なるため、生協法では、厚生労働省令で定めるものを除き、組合員以外の者に事業を利用させることはできない（生協法第2条、第12条第3項及び第4項）。また、「組合が出資して設立する子会社等については、組合と一体として取り扱うべきものであり、組合と切り離して自由な設立や活動を認めることは適当ではない」（昭和62年6月30日付け厚生省社会局生活課長通知）として、組合と同様の規制としている。	消費生活協同組合 法施行規則第7条、第11条	検討を予定	員外利用の拡充については、生協制度見直し検討会報告書(平成18年12月)において、「定款に定めれば理由を問わず一定割合まで利用を可能とすることは、税制優遇措置の有無等その前提条件を異にする一般小売事業者等との相違を曖昧にし適当でなく、消費者の相互扶助組織という理念の中で、それに反しない限りで見直しを行うべきである。」「員外利用が認められる場合については、可能な場合を一つ一つ検証することにより、法体系の中で個々の員外利用限度も含め具体的に限定列挙することが適当である。」と示されていることから、見直しに当たっては全国的な必要性の観点など慎重な検討を必要とするため、継続的に検討してまいります。なお、「組合が出資して設立する子会社等については、組合と一体として取り扱うべきものであり、組合と切り離して自由な設立や活動を認めることは適当ではない」（昭和62年6月30日付け厚生省社会局生活課長通知）という規制は生協が行う全ての事業に対するものであり、これを緩和することは困難である。

# 第10回要望と回答 ⑤その他※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	⑤	使用書式等の共通化	省エネ法、温対法、地方条例、とそれぞれの「評価指標」が異なるため、需要家側もそれぞれの法令に基づく自社評価と報告が必要。極力、平仄を合わせ使用書式等の共通化などをお願いしたい。		環境省、経済産業省	温対法に基づく算定報告公表制度の報告については、省エネ法に基づく定期報告書の提出があったときは温対法の報告とみなすこととしており、既に様式の共通化が図られています。また、「地方条例」については、地方自治体が自らの権限に基づき制定されています。	省エネ法、温対法	その他	温対法と省エネ法については、既に報告様式の共通化が図られていますが、その上で、報告者の利便性を向上させるため、温対法・省エネ法の報告を共通のインターフェースで行うことができるよう新たな電子システムの構築を進めており、2022年度からの運用開始を目指しているところ。また、当該システムにおいて、地方自治体の条例に基づく報告制度との連携についても検討しております。
2	⑤	風力発電設備に使用が認められる材料の見直し等	①SM570をはじめとした高張力鋼材は道路標示方書でもその使用が認められており大型橋梁等で長年広く採用されているが、特にSM570はJIS規格G3106に登録されているものの国交省告示1446に載っていないため風車タワー等の材料として認められていない。SM570を含む国内で構造材として使用が認められている高張力鋼材の風車タワー等への使用を認めるように制度を見直し頂きたい（風力発電の技術基準）。 ②JIS規格G3106には100mm超の鋼材が附属書JAで登録されているにも関わらず、国交省告示1446で100mm以下と定められているため風車タワー等の材料として認められていない。JIS規格G3106附属書JAに100mm超の板厚材の記載があればタワーへの使用を100mm以下鋼材と同様の扱いで認められるように制度を見直し頂きたい（風力発電の技術基準）。 ③ボルト・ナット・産金について、EN規格(及びM36以上のボルトについてはドイツのDASt(鋼構造委員会)規格)を適用した材料・製品には、大型風車への多数の採用実績を有するものやメンテナンス軽減(定期増締め回数の低減)を可能とするものがある。これらは国家レベルの審査機関(例:ドイツ建設技術研究所,DIBt)にてEuropean Technical Approval(ETA)認定を取得した上で使用されているため十分な技術信頼性を有していると考えられるが、国内でのEN材使用に際してはJIS規格を基に経済産業省の認定を取得することとされている。専門家審査での認証を得るのに1年以上を要するため、プロジェクトの遅延リスクを回避するためにもEN規格(及びDASt規格)の適用を可能とする規制緩和策を行って頂きたい(風力発電の技術基準)。 ④タワー鋼材あるいはボルト等海外で使用実績のある部材について、「設計上必要なパラメータ(例:降伏強度)が海外含む認証機関にて認証されている材料であれば使用を認める」といった規制緩和を行って頂きたい(風力発電の技術基準)	風車の大型化、日本特有の地震荷重への対応もありタワー径は7~8m強、板厚は100mm以上となるケースが生じている。一方、現在日本では風車タワーへの使用材料は建築基準法37条による国交省告示1446とそれに紐づいたJIS材以外のものは認めていないためタワー径の増大、板厚の増加(高強度材の使用が認められていないため)等によりタワー重量の増加、コストアップの要因となっている。又、JIS材認定、指定建築材に認定されていない材料の使用を専門委員に認めて頂く手続に1年以上の期間を要するためプロジェクトの工程遅延リスクにも繋がっている。	経済産業省	安全に風力発電設備を設置するには、日本特有の条件(台風、地震、冬季雷等)を考慮した材料が必要。このため、風力発電設備支持構造物に使用する材料に関しては、建築基準法の基準(告示、大臣認定材料)に加えて、それら以外の材料について使用に適した材料であるか個別に審査を行っています。この審査については、専門的観点から適切に審査を行うため、外部有識者から構成される専門家会議における意見を踏まえた審査を行っています。これについて、材料審査ガイドラインを2020年10月付けで策定し審査の円滑化及び効率化を図るとともに、事前に第三者機関の材料評定を受けることを推奨しています。	電気事業法、電気事業法施行規則、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令等	電気事業法 ①②現行制度 下で対応可能 ③④検討を予定	①SM570は経済産業省の審査において基準強度を確認することで使用可能になります。 ②JIS G 3106の附属書JAは受渡当事者間での取決めがなされれば使用が可能となる鋼材の化学成分及び引張試験特性に関する規定であり、こちらについても①と同様に経済産業省の審査において基準強度を確認することで使用可能になります。 ③④ご提示いただいたような材料については、今年度実施している委託事業の中で海外規格の取込みが可能か調査を行っております。
3	⑤	電気事業法に基づく洋上風力発電設備の工事計画届出審査における合理化	・電気事業法に基づく風力発電設備の審査において、従来は、陸上風力発電設備も含め、第三者認証機関の認証と経済産業省の工事計画届の審査項目が重複していたため、専門家会議も個別に重複した内容について行われていた。陸上風力発電設備では、この重複を解消するため、第三者機関の認証を添付すれば、経済産業省の専門家会議に諮ることなく産業保安監督部の審査のみで完結できるようになった。洋上風力発電設備については更なる設計事例の積み増しが必要のため、引き続き措置を検討とされているが、洋上風力発電設備においても、同様の手続きを早期に実現することを要望する。	・審査の重複は、洋上風力の開発期間が諸外国と比べて長くなっている一因となっているほか、審査手続きの工事計画届出段階での手戻りリスク等もあり、結果事業者にとって大きな負担となり発電原価を押し上げる一因となる。 ・第三者認証機関(日本海事協会等)におけるウィンドファーム認証の審査プロセスに、経産省の専門家会議の委員を関与させるスキームを確立するべく経産省内で調整が進められているが、以下の点が懸念されるため、究極的には、陸上風力と同様に、洋上風力に置いても専門家会議の議論を経ずに審査手続きが完結できるようにする必要がある。 ①ウィンドファーム認証での審査(日本海事協会)のみならず、国交省の技術基準への適合性確認(沿岸センター)においても、専門家会議の委員を関与させるスキームも確立要。専門家会議の委員全員が、海事協会審査・沿岸センター審査に関与しているようにしないと、結局 専門家会議段階で、手戻りや追加コメント対応に追われる可能性。手戻り発生すれば、事業計画へのインパクト大。 ②洋上風力の導入拡大に伴い、審査案件は増えていくことが想定される折、専門家会議の委員に業務が集中して多忙となり、海事協会や沿岸センターでの審査が混雑、手続きが遅滞するおそれ。	経済産業省	風力発電設備に係る工事計画の届出は、産業保安監督部において電気設備・発電用風力設備の技術基準への適合性を審査しますが、その中でも特殊な環境(洋上、軟弱地盤等)に立地する風力発電設備については、その技術基準への適合性を専門的観点から適切に行うため、外部有識者から構成される専門家会議における意見を踏まえて審査をしています。また、審査の円滑化及び効率化のため、第三者認証機関によるウィンドファーム認証を受けることを事業者に対して推奨しています。なお、この第三者認証機関については、発電用風力設備の技術基準に知見を有し、適切な判断が可能であることを証明していただくため、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)が、当該協会の認定基準「風力発電システム ウィンドファーム」に基づきISO/IEC 17065(JIS Q 17065)の製品認証機関として認定した認証機関であることを求めています。陸上設置の発電用風力設備については、専門家会議(5年間約120発電所)で得た知見を踏まえ、第三者認証機関によるウィンドファーム認証で安全性を確認することで専門家会議を省略できる要件を整備し、本年4月から運用を開始しました。洋上設置の発電用風力設備は、第三者認証機関によるウィンドファーム認証の審査と港湾法に基づき認定された登録確認機関による技術基準適合の審査について、本年4月より書類の統一化だけでなく、審査会の合同開催を行っています。	電気事業法、電気事業法施行規則、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令等	検討を予定	洋上風力発電設備に関する工事計画の届出における技術基準適合性の審査についても、プロセスの合理化に向けて年内に運用改善を目指すべく、現在検討を進めております。
4	⑤	所轄省庁の一本化及び工事計画届出と公募専用計画の審査の一本化、第三者認証機関の強化	・洋上風力発電設備においては、運転開始まで電気事業法、港湾法、船舶安全法に基づく複雑な書類の提出・審査が複数回必要であるため、所轄省庁の一本化と、工事計画届出と公募専用計画の審査を一本化し、統合的に迅速に審査していただきたい。各法律に基づく審査ポイントは似通っており、二重審査が続く間は、審査用の指針、ガイドラインを統一してもらい、最終的には、ウィンドファーム認証の審査を一本化してもらいたい。 ・事業者の事業スケジュールの予見性を高めるため、現在の二重審査に要する審査の標準期間を提示頂くとともに、一本化された後も、標準審査期間を提示していただきたい。 ・現在、洋上風力のウィンドファーム認証は事実上日本海事協会一社のみが対応しており、この審査を一本化した場合、ウィンドファーム認証がボトルネックになる可能性もあるため、洋上風力導入拡大に向け、国が主体的にその他の認証機関(DNV等)での認証、審査体制を構築するなど、審査体制の強化を要望する。	・特に規模の大きい洋上風力プロジェクトでは、認証手続きに伴う工程遅延リスクは事業者にとって大きな負担となり発電原価を押し上げる一因となる。 ・第三者機関の審査書類は共通化されたが、審査はそれぞれ行う必要があるため、期間短縮には結びついていない。また、第三者審査機関は一本化されたが、国による審査は一本化されていない。 ・洋上風力のウィンドファーム認証は日本海事協会一社のみ対応しており、今後の洋上風力の導入拡大にあたって、ウィンドファーム認証がボトルネックになって、洋上風力の導入が政府の計画とおりに進捗しない可能性がある。	経済産業省、国土交通省	・再エネ海域利用法に基づく公募専用計画の審査では、公募参加者が提出した公募専用計画における洋上風力発電設備やその維持管理方法の計画が省令で定める基準に適合すること等を審査します。 ・一般的には、その審査後に、公募実施後に選定された事業者は詳細な地質調査等を実施し、それに基づく詳細設計、工事計画の策定を行うこととなります。その後、下記の通り電気事業法、港湾法それぞれの観点から、洋上風力発電設備の設計に関する審査を実施します。 ・電気事業法に基づき、工事計画の届出における風力発電設備(電気設備・発電用風力設備)としての技術基準適合性等を審査します。なお、発電用風力設備が現地風条件・運用条件を勘案した設計になっているかを確認するため、第三者認証機関によるウィンドファーム認証を事前に取得することを推奨しています。 ・港湾法に基づき、登録確認機関が海象等の諸条件を勘案して、洋上風力発電設備の支持構造物が港湾の施設として技術上の基準に適合するか確認します。 ・浮体式洋上風力発電設備の場合は、船舶安全法に基づき、浮体及びタワーが船舶として適切に設計されているかを確認します。	再エネ海域利用法、電気事業法、港湾法、船舶安全法等	その他	・制度の現状に記載のとおり、洋上風力発電設備の導入に関する手続きは複数の法令が関係するところ、各法令で求める要件ないし手続きのタイミング等が異なるため、所管省庁及び審査を統一・一元化することは困難です。そのような中で、発電事業者の負担を軽減するよう、第三者認証機関によるウィンドファーム認証の審査と登録確認機関による技術基準適合の審査について、本年4月より書類の統一化や審査会の合同開催を行っています。また、浮体式洋上風力発電設備の浮体及びタワーについては、現に第三者認証機関が実施しているウィンドファーム認証を取得した場合、船舶安全法に基づく技術審査が省略されるなどの合理化を既に図っております。 ・ウィンドファーム認証を実施することが可能な第三者認証機関は9月時点で1機関ですが、JABの認定取得に向けた認定審査中の国内機関が1機関あります。
5	⑤	洋上風力製造に関する内航船舶輸送の柔軟化	・日本国としての従来の事業領域におけるカボタージュの必要性は理解した上で、新規産業の日本への誘致の観点に立って、内航業界と洋上風力発電産業の相互発展を見据え、洋上風力に携わる沿岸輸送船に関しては、日本人船員全乗ではない日本人船員+外国人船員の例外適用を要望する。	・洋上風力の各部材(コンポーネント)は大型化(モノバイル基礎 1000-1400トン超、ナセル 400-600トン、ブレード 長さ80-100m)している折、欧州域内では、長大物の輸送に適したモジュール船と呼ばれる船が日常利用されており、風車部材を簡便かつ安価に輸送できる(風車ナセルの場合で8~20基/船)。他方、日本にはこうした大型の内航船が存在せず、陸送が難しい部材については、699型や499型と呼ばれる船しか利用できないものがない(風車ナセルの場合699型で1基/船、499型だと積載難しい)。 ・海外拠点から風車部材を輸送するほうが簡便かつ安価となれば、各メーカーは国外に工場立地を志向せざるをえず、長大物を輸送する大型内航船や日本船員の確保の課題は、風車コンポーネントの国産化、関連産業の国内集積を推進しようとする政府の施策にとって深刻なボトルネックとなりうる。 ・洋上風力向け内航輸送は新たな需要であり既存の内航業界のバイを奪うものではなく業界の拡大に繋がり、新たな巨大で安定な業界がもたらす若手船員育成も期待できると考える。他方、現状の規制では、外航船の内航化に関して以下の問題があり、高コスト故に内製化を諦め、メーカー各社が海外生産へシフトすることが懸念される。 <b>【外航船の内航化(日本籍船化)に関する問題点】</b> ・日本人内航船員の高齢化と船員不足 ・日本人船員全乗(外国籍船員不可)による大幅なコストアップ	国土交通省	現在、洋上風力の部材の多くは、海外で製造され、国内の拠点港湾へ外航貨物船で輸送されているものと承知しております。仮に、今後、沿岸輸送の需要が高まった場合には、内航貨物船についても、需要の高まりに応じて国内輸送に適したサイズの輸送船が建造されるものと考えております。沿岸輸送船(内航貨物船)への外国人船員の受入れをご提案されているものと思いますが、国内の労働市場へ外国人労働者を受け入れる際は、一般に、同一労働・同一賃金の原則等により、当該外国人に対する報酬の額は、日本人が従事する場合の報酬の額と同様以上とすることが求められます。このような点を踏まえると、外国人船員の受け入れは、必ずしもコストダウンにつながらないものと思われ。また、内航海運業界から聞いているところでは、全体としては、現時点で、外国人船員の受入れが必要であると要望している状況はなく、むしろ、将来にわたって安定的な海上輸送の確保を図るため、働き方改革や国内人材の育成に取り組んでいるところ。この10年間で、日本人内航船員の新規就業者数は倍増しており、適切な労働条件により求人が行われる場合には、当該求人は満たされるのではないかと考えられます。	-	事実認識	制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、船員の確保に当たっては、各地方運輸局の船員職業安定窓口において、1級海技士から6級海技士まで広く求職者の紹介を行っていますのでご相談ください。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
6	⑤	着床式洋上風力発電のケーブル（海底送電線及び通信ケーブル）も含めた包括的な撤去方針と残置の許可基準	・洋上風力発電設備のうち、支持構造物（洗掘防止工含む）の残置の考え方については、「着床式洋上風力発電設備に係る検討会」において、残置の考え方の検討が進められているが、ケーブル（海底送電線及び通信ケーブル）については、海洋汚染等防止法ではケーブルを対象施設としていないため、検討すべき設備の対象外とされた。 ・再エネ海域利用法及び公募占用指針の趣旨に立ち返り、関係省庁と協議の上、ケーブルも含めた包括的な撤去方針を検討する場、スケジュールを設定していただきたい。	・海洋において各種の事業を遂行するためには様々なステークホルダーとの関わり合いがあり、中でも海洋利用の先行事業者（漁業や海運業等）との合意形成が不可欠である。 ・そのため、残置の考え方においては海洋汚染の観点のみならず、海洋利用の観点も十分に考慮したものでなければならず、また、そのようにしなければ適切な合意形成は果たせず、或いは世間から洋上風力全体がネガティブな評価を受けることになりかねない。	環境省、経済産業省、国土交通省	着床式洋上風力発電施設を撤去時に残置する場合、海洋汚染等防止法第43条の2の規定により環境大臣の許可を受けなければならないとされています。 洋上風力発電施設の撤去方法については、再エネ海域利用法に基づく公募占用指針において、選定事業者になろうとする者が提出する公募占用計画に記載することとしており、原状回復を原則としつつ、一部残置する場合には「海底面下1m以深で切断するなど、海洋環境の保全に十分に配慮した撤去方法を検討すること」としています。 環境省では、規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、現在、海洋汚染等防止法に照らして認められる海洋環境の保全に十分に配慮した撤去方法、残置に係る海洋環境影響の考え方等について検討を行っているところです。	海洋汚染等防止法、廃棄物処理法	検討に着手	規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）において、着床式洋上風力発電施設のうち、海洋汚染等防止法に基づく海洋施設の撤去方法の具体的な在り方について、有識者を交えた検討会を開催し一定の考え方を示すとされたことを踏まえ、令和3年7月に設置した「着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会」において、海洋汚染等防止法に基づいた検討を進めており、同計画で定められた期限内に「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係わる考え方（仮称）」をとりまとめ、公表する予定です。 本件提案で示されている検討内容については、上記検討会において、規制改革実施計画で定められた検討すべき事項の対象外であること、また、その対応については別途、関係省庁とともに事業者から相談を受けていく方針であることを説明しており、本検討会メンバーである有識者、オブザーバー出席の関係省庁及び事業者の了承を得ています。 上記方針に沿って、現在、対応の方向性については提案主体と相談しているところです。
7	⑤	陸上風力発電設備のFIT入札の保証金返還事由の見直し	FIT入札においては事業計画の規模に応じて保証金を事前に納入する制度となっており、激甚災害が起きた場合の取り扱いが定められているところ、陸上風力発電設備の設置工事等のための風車を繋ぐ尾根の接線路上の工事用道路、アクセス道路を、「当該発電設備若しくはその設置場所」として認めてもらいたい。発電設備(風車)間を結ぶ工事用道路、アクセス道路で災害が発生し、実態として建設工事が出来ない=事業が出来ないという場合には、保証金の返還がなされる仕組みとしてもらいたい。	・FIT入札においては、落札した事業者の確実な事業実施を担保するため、事業計画の規模に応じて保証金を事前に納入する制度となっている。保証金の制度と主旨については、入札制度の健全性を担保するための措置として賛同するところであるが、一部、電源の特性を踏まえた合理的・整合性のある内容となっていない。 ・具体的には、激甚災害が起きた場合の取り扱いについて、太陽光の文言をそのまま風力において用いているため、電源の特性にそぐわない内容になっているのではないかと危惧している。尾根上に風車を複数機設置する場合、設置工事やその後のメンテナンス等のために風車を繋ぐ尾根の接線路上に工事用道路、アクセス道路を設置することが想定されているが、そこで災害が発生した場合は、「当該発電設備若しくはその設置場所」として認められず、実態として建設工事が出来ない=事業が出来ないという状態にも関わらず、保証金の返還がなされない可能性がある。  【保証金没収の免除を受けるための要件】 激甚災害又は戦争等の武力行使により、落札に係る再生可能エネルギー発電事業を行う事業者の本社、当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該発電設備若しくはその設置場所に、当該再生可能エネルギー発電事業について第二次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度の直接かつ物理的な損害が生じていること (下記リンク先P36-39) <a href="https://nyusatsu.teitanso.or.jp/serviet/serviet.FileDownload?file=00P7F0000V0tjy">https://nyusatsu.teitanso.or.jp/serviet/serviet.FileDownload?file=00P7F0000V0tjy</a>	経済産業省	落札者は、第2次保証金の没収事由に該当する場合でも、不可抗力事由があったときは、第2次保証金の没収の免除を受けることができます。 第2次保証金の没収免除の対象となる不可抗力事由は、激甚災害の指定を受けた災害による直接の被害や接続契約に係る工事費負担金額の落札後の上振れ等に限定された上で、激甚災害の場合には、「落札に係る再生可能エネルギー発電事業を行う事業者の本社、当該落札に係る再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該発電設備若しくはその設置場所」に、当該再生可能エネルギー発電事業について第2次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度の直接かつ物理的な損害が生じていること」という要件に合致する必要があります。		現行制度下で対応可	保証金の没収免除は例外的扱いであることを鑑み、不可抗力事由の範囲は、発電事業の計画・実施にあたり通常予想できないものに限定することとし、発電事業の継続等が困難になるだけの「直接の被災」を確認することを必要としています。 また「直接の被災」は経済産業大臣又は指定入札機関が行う現地調査にて確認し、保証金の没収の免除事由に該当する程度の直接かつ物理的な損害が生じているかを判断することとしており、すべての発電設備において一律に規定するものではありません。また、ご指摘の工事用道路、アクセス道については、個別のケースごとに確認することとしております。具体的な案件をご相談いただければ、免除規定の適用の可否について確認させていただきます。
8	⑤	国による風況/地質データの適切な情報提供	海外先行事例を研究し、以下の対応をお願いしたい。 ①データの質・量 洋上風力プロジェクトの設計、事業検討に必要な内容を網羅することが重要。地盤調査については特にデータの数量を増やす必要があり、さらに提供の質・量を向上いただき、信頼度の高いデータを提供いただきたい。具体的には、右記に記載の通り、例えば、地盤調査データについては、かなり解像度の高いものでないし実際には使えないし、右記くらいのデータが網羅的に必要となる。そのため、結局事業者独自の現地調査を行わなければ事業計画の立案が困難となり、複数事業者が重複して独自調査を行うなど重複が生じているため、データの質・量を向上いただきたい。 ②データ提供のタイミング 現在、風況観測や地質データは、有望区域指定後に観測し始めたデータを事業者選定前に受領するというようなスケジュール感であると認識。データ受領のタイミングが遅いため、各事業者が独自調査をあらかじめ実施して重複が生じている状態。遅くとも公募開始の半年以上前に受領できるようにするなど、データ提供のタイミングを前倒すなど改善いただくことはできないか。  ③継続的なデータ提供 ・例えば、風況データは、加工データしか提供されず解析ができない。今後也使えるデータとはなっておらず、データの解釈の詳細が不明だと有効に使えないため、生データを提供いただきたい。 ・また、風況観測データや地質データは、1年という短い期間ではなく、1年以上継続的にデータ提供いただきたい。また、風況観測設備、土地を事業者が継承できる仕組みを検討してほしい。	事業計画策定に最低限必要なことは以下の通り。 ○風況観測 1年以上の洋上の風の観測データ→発電量予測 洋上の風の乱流強度→風車荷重の算定 ○地盤調査 解像度の高い水深の情報→基礎、ケーブルの検討 海底面の情報（漁礁等の障害物）→基礎、ケーブルの検討 深い深度（基礎根入れ長以上、工学的基盤）までの複数のCPT調査、ドリリング、+室内試験→基礎設計、施工検討 岩盤深度の情報→基礎、施工検討  なお、オランダなどでは、ポータルサイト上に、公募海域のすべてのレポート、データ、質疑内容がすべて一般に公開されている。 ( <a href="https://offshorewind.rvo.nl/">https://offshorewind.rvo.nl/</a> )  風況観測等は、1年の観測が終わると取り壊されるが、数年かけてデータを取るべきであり、行政の観測が終了した後も事業者が継続的に使用できるようにすべき。	経済産業省、国土交通省	法令及びガイドラインに基づき、促進区域の指定にあたっては事前に当該区域の状況について調査を実施しています。また、自然的条件（風況、水深、地盤等）については実際に海域の現地調査を行うなど、促進区域の指定基準への適合性について詳細に確認を行っています。	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（第8条） ・海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン	検討に着手/予定	洋上風力発電事業の事前調査において必要となる技術的手法・調査手法等については、現在、「洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業」において検討を行っています。ご指摘のデータの質や量についても、この事業における論点の一つとして検討を行う予定であり、本事業の成果をとりまとめる令和4年度末を目途に一定の方向性を得ることを想定しています。 風況調査・地盤調査に関しては、「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議（第7回）」（令和3年2月17日）において、情報提供の前倒しについて検討することを示しています。特に、風況調査に関しては、少なくとも1年という実測期間を要し、観測機器の設置等に係る準備に時間を要することから、地元での調査受け入れ等の状況を踏まえ、可能な区域については、有望な区域に選定される以前から事前準備に着手しています。実測についても、前倒しが可能な区域については、一定の準備段階に進んでいる区域の段階から対応していくこととしています。さらに、地盤調査についても、従来は促進区域指定後に情報提供していたものを前倒しする方向で検討することとしています。 なお、風況調査は、調査事業者への委託事業として、観測に必要な設備等は当該調査事業者が予め所有している設備を用いて実施しております。このため、設備等を継承させることはできません。
9	⑤	カボタージュ規制	・個別の航行ごとに国土交通大臣の特許を申請していたのでは、時間がかなり非効率である。また、船籍への変更は、変更のプロセス、要求事項が明確でない。そのため、例えば、2010年の沖縄県自由貿易区域の特許のケースのように、個別航行の特許でなく、指定海域全体の特許を望む。 ・船籍変更に関して、Class NKへの一本化を明確にする、RO（Recognized Organization）として他船級協会活用を認めることなども御検討いただきたい。 ・また、外国船の国内運航のためには日本人船員を確保する必要があると認識しているが、人材不足等で船員の確保が困難なため、洋上風力の工事や大型メンテナンスについては、船の操船に慣れた外国人船員での操業を工期に限って認める等の緩和を要望する。 ・さらに、現行制度上、船員でなく作業員もしくは技術者として外国人を乗船させることはできると認識しているが、一定の経験を有する外国人技術者について、学歴要件等も含めた在留要件を緩和してほしい（「相当の専門性と大学・短大相当の学歴等」や「外国に特有の建築又は土木に係る技能について10年以上の経験」といった要件を、「操船技術を習得している」、「洋上風力発電所の建造、修繕業務に習熟している」等に緩和していただきたい。）	船舶法のカボタージュ規制によって、外国船の国内航行に以下の規制がある。 ・工事に使用する船を日本船籍にしなければならない ・日本船籍の船員は日本の海技免許を持っている必要がある 現行制度では、例外的に外国籍船の国内輸送も可能とする国土交通大臣の特許（船舶法第3条但し書に規定）がある。この国土交通大臣の特許（船舶法第3条但し書に規定）の審査基準を国土交通省HP等にて明確化するだけでは不確かかつ不十分。 ・船籍変更をしようとする日本海域での使用がメインの船舶になってしまう、欧州や海外の洋上工事会社は自社の船舶を日本市場に投入するために、相当のリスクをとることになる。また、船籍への変更は、変更のプロセス、要求事項が明確でないだけでなく、船籍変更をするためには日本の船舶安全法に基づく船舶検査（定期検査）を受けて検査基準を満たす必要があるが、船籍国によって検査基準に差異があるため、日本船籍を取得するために船体、設備をどのように改造する必要があるか、ないか、洋上工事の船舶を所有している海外の会社にとって判断が難しいものとなっている。さらに、検査基準が日本語であることも海外の会社にとってハードルとなっている。加えて、ClassNK（船級協会）とJG（国土交通省海事局）の検査の棲み分けについても、どちらの認証を取得すべきか、不明瞭で判断が難しい。 ・また、運航のためには日本人船員を確保する必要があるが、船員の確保が困難な上、自社の船を参入当初に不慣れた日本人に操業させる必要があり、国外の会社にとって船籍変更より難しい。 ・船員でなく作業員もしくは技術者として外国人を乗船させる事はできるが、一定の経験を有する外国人技術者について、学歴要件等も含めた在留要件を緩和してほしい（「相当の専門性と大学・短大相当の学歴等」や「外国に特有の建築又は土木に係る技能について10年以上の経験」といった要件を、「操船技術を習得している」、「洋上風力発電所の建造、修繕業務に習熟している」等に緩和していただきたい。） 上記の事情により建設に使用できる船舶に限られ、洋上風力発電所建設のコストアップ、工期延長につながっている。	国土交通省、法務省	・我が国を含め世界の多くの国において、国家主権・安全保障の観点から、国内における物資や人員の輸送を自国船籍に限定する規制が実施されています。 我が国においても、船舶法により規制していますが、利用可能な日本船籍による輸送サービスが存在しない場合などには、事例ごとに外国籍船の国内輸送に対して特許をしております。 ご指摘のあった沖縄県における外国籍船での沿岸輸送に関しましては、沖縄県の地理的特殊性及び沖縄振興特別措置法に規定された「特別自由貿易地域」及び「自由貿易地域」制度の趣旨等を踏まえ、両地域に立地する企業が扱う貨物については、両地域と本土間との外国籍船による輸送を特別に認めているものです。なお、この場合の特許についても個別の輸送ごとに特許を付与することとしています。 ・船舶安全法では、国土交通大臣の登録を受けた船級協会（Class NK等）の検査を受けた場合は、国の船舶検査は不要となっております。また、制度上、他船級協会を活用することも可能です。 ・外国籍船を日本船籍へ転籍して国内航路する場合について、人材不足等を理由に、外国人船員の受入れをご提案されているものと理解しましたが、内航海運業界から聞いているところでは、全体としては、現時点で、外国人船員の受入れが必要であると要望している状況になく、むしろ、将来にわたって安定的な海上輸送の確保を図るため、働き方改革や国内人材の育成に取り組んでいるところであり、この10年間で、日本人内航船員の新規就業者数は倍増しており、適切な労働条件により求人が行われる場合には、当該求人は満たされるのではないかと考えられます。 また、参入当初、日本人船員が操業に不慣れである場合は、提案理由にもご記載いただいているように、例えば、外国人の指導者による技術指導等を行うことが考えられるところです。 ・御提案の外国人技術者が従事する業務の内容が、自然科学又は人文科学の分野に属する技術・知識を要する業務である場合には、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の活動内容に該当する可能性がありますが、当該活動を行う場合には、要件として設けられた①当該技術・知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと、②当該技術・知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したと、③10年以上の実務経験を有すること、のいずれかの基準を満たす必要があります。また、外国人技術者が従事する業務の内容が、産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務である場合には、在留資格「技能」の活動内容に該当する可能性がありますが、建築技術者にあつては、要件として設けられた外国に特有の建築又は土木に係る技能について10年以上の実務経験を有することという基準を満たす必要があります。	船舶法第3条、船舶安全法第1条、船舶安全法第8条 ・出入国管理及び難民認定法 ・出入国管理及び難民認定法第7条 第1項第2号の基準を定める省令	現行制度下で対応可 事実誤認/対応不可	・船舶法第3条の特許は、いわゆる「カボタージュ制度」であり、当該制度は、国家主権・安全保障の観点から、自国内の貨物又は旅客の輸送は、自国の管轄権の及ぶ自国船籍に委ねるべきとの国際的な慣行として確立している制度です。（【参考】第3期海洋基本計画（平成30年5月15日閣議決定）第2部2.（3）イ「安定的な国内海上輸送を確保するため、国際的な慣行であるカボタージュ制度を維持する。」）。 一般に、利用可能な日本船籍による輸送サービスが存在しないか（日本船籍への転籍の可能性を含む）、外国籍船の投入が内航輸送事業者に影響を与えないかといったことなどを考慮し、個別の事例ごとに審査し、特許をしております。 ・船籍変更については、制度の現状欄に記載のとおりです。 ・船員についても、制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、船員の確保に当たっては、各地方運輸局の船員職業安定窓口において、1級海技士から6級海技士まで広く求職者の紹介を行っていますのでご相談ください。 ・御提案の外国人技術者については、従事する業務の内容によっては、在留資格「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の活動内容に該当する可能性がありますが、それらの活動を行う場合には、法務省令で定める基準に適合することが法律上求められているところ、御提案の「操船技術を取得している」、「洋上風力発電所の建造、修繕業務に習熟している」等といった不明瞭な基準に緩和することは対応困難であるが、当該事業を所管する関係省庁等から具体的な基準等が示された場合には、適切に検討していくことになると考えます。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
10	⑤	認証問題	大量導入のためにも、以下の改革が必要 ・民間認証のさらなる活用。学術経験者によらない審査の実現。審査基準の明確化。 ・電気事業法や建築基準法、港湾法など国内の技術要求を日本語、英語で明文化し、海外の有力な認証機関への門戸開放 ・DNV, TÜV, BVなど海外で多数の実績を持つ認証機関の参入 ・沿岸センター、国総研は、世界の洋上風力の技術動向を踏まえて新しい技術、手法の積極導入を。 ・洋上についても早期に専門家会議の省略。この具体的な期限の設定	2021年4月より、洋上風力発電設備支持構造物に対する第三者認証機関のウィンドファーム認証と、国土交通省（港湾法）の技術基準への適合性確認について、審査書類を共通化し、審査の一歩を実施。 しかし、第三認証は実質、日本海事協会のみで審査で、有識者会議の日程調整も難航し、審査可能な件数に限界がある状態。1件当たり2～3年を要している。	経済産業省、国土交通省	風力発電設備に係る工事計画の届出は、産業保安監督部において電気設備・発電用風力設備の技術基準の適合性を審査しますが、中でも特殊な環境（洋上、軟弱地盤等）に立地する発電用風力設備の技術基準適合性については、専門的観点から適切に審査するため、外部有識者から構成される専門家会議における意見を踏まえて審査を行っています。また、審査の円滑化及び効率化のため、第三者認証機関によるウィンドファーム認証を受けることを事業者に対して推奨しています。なお、この第三者認証機関に対しては、発電用風力設備の技術基準に知見を有し、適切な判断が可能であることを証明していただくため、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）が、当該協会の認定基準「風力発電システム ウィンドファーム」に基づきISO/IEC 17065（JIS Q 17065）の製品認証機関として認定した認証機関であることを求めています。 陸上設置の発電用風力設備については、専門家会議（5年間約120発電所）で得た知見を踏まえ、第三者認証機関によるウィンドファーム認証で安全性を確認することで専門家会議を省略できる要件を整備し、本年4月から運用を開始しました。さらに、洋上設置の発電用風力設備については、本年度より、第三者認証機関によるウィンドファーム認証と港湾法の登録確認機関の技術審査の一元化を開始しています。	電気事業法、電気事業法施行規則、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令 等	現行制度下で対応可能	「制度の現状」にある通り、第三者認証機関によるウィンドファーム認証を取得する場合、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）が認定した認証機関による認証であることを求めています。これは、我が国において公共の安全確保及び安定的な発電を目的に定めている技術基準への適合性を担保するためです。国内外いずれの認証機関であっても、JABによる認定を受けた認証機関によるウィンドファーム認証であれば、それを工事計画届出の際の審査の参考資料として活用することは可能です。 登録確認機関である一般財団法人沿岸技術研究センターは、港湾法に基づき、海象等の諸条件を勘案して、洋上風力発電設備の支持構造物が港湾の施設として技術上の基準に適合するか確認しております。 また、世界の技術動向を見据えて、一般財団法人沿岸技術研究センター及び国土交通省 国土技術政策総合研究所では、新しい技術、手法の導入を検討しています。具体的には、洋上風力関係者に、洋上風力発電設備の設計のための海底地盤調査の全体像を説明するため、洋上風力発電設備に係る海底地盤の調査及び評価の手引きを作成中であり、今年度秋頃公表予定です。次に、洋上風力発電設備に係る洗掘防止工法の確立に関する共同研究を行うことにより、洗掘防止工法の合理的で経済的な設計手法の確立を目指し、令和4年3月目処に研究結果を公表予定です。
11	⑤	外国船による海域調査の審査基準の明確化	外国船による海域調査に係る政府の事前同意審査（「外国船舶による我が国領海等における海洋調査等に対する日本政府の同意に係る手続について（関係府省庁申合せ）」に基づく）に関して、審査基準・タイムスケジュールが記載されておらず、不確実性が高いため、明確化頂きたい。	外国船による海域調査については、安全保障上の理由で、事前に政府の同意を必要とすることになっているが、国からの回答については期限が設定されておらず、審査基準も不明確。洋上の地盤調査では船の備船という非常に金額の大きくかつ期間を要する契約行為を伴い、また、地元漁業者との調整も複雑。そのため、許可を得るまでのタイムスケジュールが予測できず、大きな事業リスク要因となっている。	内閣府総合海洋政策推進事務局、内閣官房、総務省、外務省、文部科学省、水産庁、資源エネルギー庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省	2020年4月、事業所管省庁の各ウェブサイトを通じて、事業者向け周知文「外国船舶による我が国領海等における海洋調査等に対する日本政府の同意に係る手続について（関係府省庁申合せ）」を掲載して周知。 我が国の領海内における、外国船舶による海洋調査等について、原則、海洋調査開始の3か月前までに計画書を付けて同意を求めるとの届出を求めているもの。	外国船舶による我が国領海等における海洋調査等に対する日本政府の同意に係る手続について（関係府省庁申合せ）	現行制度下で対応可能	タイムスケジュールに関し、届出は、原則として、海洋調査等の開始の3か月前までの提出を求めており、原則としてこの期間において、同意の是非及び同意に条件を付す場合のその内容等を審査することとしています。 また、審査基準については、海上の安全等を害するおそれの有無等に係る諸般の事項を総合的に勘案して検討することとしています。
12	⑤	フローティングライダー（洋上風力発電における高精度の気象観測技術）の活用促進	洋上風力発電の事前計測には、フローティングライダーと呼ばれる高精度の気象観測技術の活用が海外では主流となりつつあるが、日本においては認証（ウィンドファーム認証）の問題によって活用がなかなか促進されないため、認証取得の改善を要望する。	カーボントラストのロードマップに基づく商業利用のステージに到達しているフローティングライダーが存在している。フローティングライダーは平均風速、風向の算定に関して問題がなく、事業に対する融資の観点から好ましい手法である。日本では乱流強度の算定についてウィンドファーム認証上の検討課題がある点は認識しているが、乱流強度について合理的な設計評価の手法は有識者と合意可能と考えている。	経済産業省	電気事業法の発電用風力設備の技術基準において、構造上の安全性の1つとして、風圧に対して安全であることを求めており、設置する場所の風車ハブ高さにおける現地風条件での風圧を考慮することを求めています。ただし、この現地風条件の測定方法については、特に定めを設けておりません。	発電用風力設備に関する技術基準を定める省令 等	その他	風力発電設備の設置場所に適した安全な運転が可能な風車を選定し年間を通じて安定的に発電が可能な場所かどうかを選定するためにも、風況観測は重要であると承知しております。現在、NEDOにおいて各種ライダーの実証事業が進められておりますので、実証事業の結果が得られ次第、認証機関に対して当該情報を提供いたします。
13	⑤	ZEHの認定範囲拡大	何らかの理由で自宅に太陽光を設置できず、自宅だけではZEH基準を満たせない場合、別途太陽光発電事業者と契約を締結し、ZEH基準相当の太陽光発電を購入することが証明された場合には、ZEHと認めるような制度改定を行って頂きたい。なお、系統への影響を限定するため、契約した太陽光発電所と自宅の距離・エリアを限定する、必要な容量の蓄電池を自宅に設置するといった条件をつけることも考えられる。	初期投資費用や屋根の方角、周囲の状況等により、太陽光発電設備を自宅に設置できず、ZEHとならないケースが多いため、提案した新たな制度の導入を希望する。また、同制度が認められれば、耐荷重等に不安のある既存住宅でも大きなコストをかけずにZEH化が可能になる等、既存住宅のZEH化も進めることが可能と考える。	経済産業省、国土交通省、環境省	ZEHとは、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」と定義しており、太陽光発電設備等を設置することを原則としています。 一方、都市部狭小地や多雪地域については、住宅に太陽光発電設備の設置が困難な場合もあるため、有識者により構成されるZEHロードマップフォローアップ委員会（以下「ZEH委員会」）において検討した上で、年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけたNearly ZEHや、太陽光発電設備を設置せずに、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えたZEH Orientedを定義し、これらの地域の実情に合わせたZEHを支援しています。 また、住宅購入時には大きな経済的負担を求められるため、これに併せて太陽光発電設備の導入費用も負担することが困難な場合があることから、初期導入費用を負担することなく太陽光発電設備を第三者が保有するTPO事業を活用したZEHについても、TPO型ZEHとして令和3年度から支援しています。	-	検討に着手	ZEHについては、国による認定制度は設けていませんが、都市部狭小地や多雪地域など、太陽光発電設備が設置困難な地域については、ZEHの一類型としてZEH Orientedを定義しています。 他方、これら地域に注目した取組にかかわらず、ご提案に記載いただいた、住宅に太陽光発電設備の設置が困難な場合の支援の在り方については、ZEH委員会において継続的に検討してきているところであり、初期費用により太陽光発電設備の設置が困難な場合には、TPO型ZEHを活用いただくことも可能です。今後も必要に応じて検討を続けてまいります。